

農地などの災害復旧に補助します

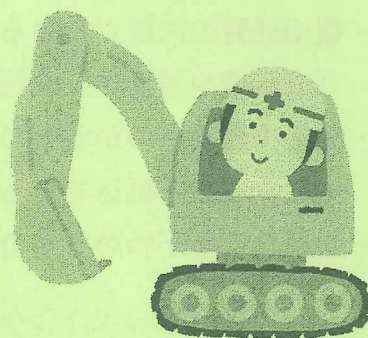
令和6年豪雨災害で被災した農地や農道、農業水路などの原形復旧等に対し、次のとおり補助金を交付します。

申請期限を令和7年12月26日まで延長しました。

4月以降に復旧する農地や農業用施設がある場合は、
必ず3月25日まで農林課に被災箇所をお知らせください。
ご連絡がない農地等は、補助金の対象とならない場合があります。

◎対象となる経費

- ・工事費（業者に発注するもの）
- ・資材購入費
- ・機械や器具のリース料
- ・機械を使用したときの燃料の実費・・・など



◎対象となる作業等の例

- ・農地の復旧（土砂や流木等の撤去、畦畔の復旧など）
- ・水路の復旧（土砂等の撤去、欠損した水路の補修など）
- ・農道の復旧（土砂等の撤去、崩落した農道の復旧など）
- ・故障した揚水機や水中ポンプの修繕、交換
- ・応急的な用水手当てとして水中ポンプをリース・・・など

◎注意

- ・復旧内容が補助金の対象となるか分からない場合は、あらかじめご相談ください。
- ・必ず被災前後の状況が確認できる写真を撮ってください。
- ・被災時点で耕作していない農地は対象となりません。
- ・自ら復旧する場合の賃金や謝礼、可搬式ポンプの修繕費は対象となりません。
- ・業者等への依頼は、ご自分で行ってください。業者が多忙で工事を請け負えない場合は、時期をずらして依頼してください。

補助金額

1箇所あたりの復旧経費が

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 40万円未満のとき・・・ | 対象となる経費の100% |
| (2) 40万円以上のとき・・・ | 399,999円 |

※経費を支払う際に振込手数料がかかった場合は、
その実費を上記の補助金に加えて交付します。

裏面に続く ➡

申請手続き

補助金の申請手続きの流れは、次のとおりです。

町税や上下水道料金等の滞納がある場合は、完納してから申請してください。

すでに復旧経費を支払った場合



次のものを農林課に持参してください。

- ・ 復旧作業前後の写真
- ・ 復旧経費の領収書
- ・ 復旧経費の内訳がわかるもの
(請求書や見積書、明細書など)
- ・ 振込手数料がわかるもの
(経費を口座振込で支払った場合のみ)
- ・ 振込先口座がわかるもの



町から補助金が振り込まれます

復旧経費の前払いを受けたい場合



次のものを農林課に持参してください。

- 復旧作業が終わっている場合
 - ・ 復旧作業前後の写真
 - ・ 復旧経費の請求書
 - ・ 復旧経費の内訳がわかるもの
(見積書や明細書など)
 - ・ 振込先口座がわかるもの
- これから復旧作業を行う場合
 - ・ 復旧作業前の写真
 - ・ 復旧経費の見積書
 - ・ 振込先口座がわかるもの



町から補助金が振り込まれます

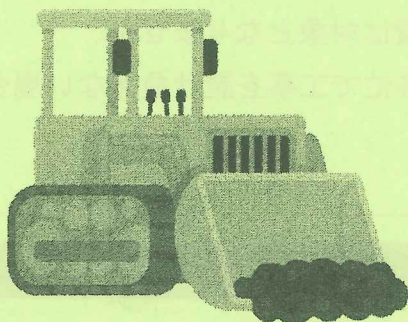


復旧経費を支払った後、次のものを提出してください。

- ・ 作業後の写真(まだ提出していない場合)
- ・ 復旧経費の領収書
- ・ 振込手数料がわかるもの
(経費を口座振込で支払った場合)



振込手数料がかかった場合は、
その実費が追加で振り込まれます



【申請・お問合せ先】

真室川町役場 農林課農林整備係 TEL. 0233-62-2052